

提出日(西暦)	2018年9月30日
---------	------------

品質管理システム概要書(2018年9月30日現在)

監査事務所名 かがやき監査法人

代表者名 稲垣 靖

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、社員会の代表者である最高経営責任者が、当監査法人の品質管理に関する最終的な責任を負っております。

社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成する際に、すべての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当法人の運営方針において優先されるということを認識しております。

また、社員会は「監査の品質管理規程」を定め、社員の中から品質管理担当責任者を選任し、品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な経験及び業務遂行能力を維持し、品質管理上の問題を識別し、理解して、適切な方針及び手続を規定しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人及び専門要員が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則(以下「倫理規則」という。)第2条に基づき、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関して職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

(2) 独立性

当監査法人及び専門要員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するために、当監査法人及び専門要員は毎年一定時点で独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である「監査人独立性チェックリスト」を提出し、利害関係の有無を調査しております。

なお、株式を上場している会社の監査業務に従事する業務執行社員は、当該業務執行社員が主宰する税理士事務所その他の関係法人の役職員から毎年一定時点で「関係税理士事務所等役職員からの誓約書」を徴求し、インサイダー取引の防止状況を確認しております。

(3) ローテーションの方針及び手続

監査業務の主要な担当者(業務執行社員やレビューパートナーなど)の長期間の関与に関

しては、倫理規則等で定める大会社等に係るローテーションルールを定めるだけでなく、大会社等以外の法人についても、法人の規模や株主数などの社会的影響の度合いに応じた当監査法人独自のローテーションルールや審査の方法を定めております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

監査契約の新規の締結を行う場合には、監査業務の委嘱を受けた社員が監査契約リスクを評価し、かつ、当該監査契約予定先との利害関係の有無を調査したうえで、契約締結の前に全社員の同意を得ることとしております。

また、監査契約の更新を行う場合には、更新前の業務執行社員が監査契約リスクを評価し、かつ、当該監査契約更新予定先との利害関係の有無を調査したうえで、更新前会計期間に係る審査手続きの中において審査会の承認を得ることとしております。

これらの検討に当たっては、事務所の規模や監査実施予定者の当該監査業務に適した経験や能力を考慮するだけでなく、関与先の誠実性等も併せて検討しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に当たっては、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価するとともに、新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討することとしており、また、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、これらの手続が適切に行われていることを確かめることとしております。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員の採用に当たっては、原則として大手監査法人での監査経験を十分に積んだ公認会計士を採用することとしております。

また、すべての専門要員には、原則として、1事業年度に日本公認会計士協会の定める継続的専門研修制度（CPE）の要件である履修単位40単位以上取得するだけでなく、当監査法人独自の規定として、その内訳として、職業倫理に属する大分類にて2単位以上、税務に関する研修項目にて2単位以上、監査の品質及び不正リスク対応に関する研修項目にて9単位以上（うち2単位以上は、不正事例研究に該当する研修）を履修することを義務付けております。

なお、監査業務に係る業務執行社員の選任については、社員の過半数の同意を得ることとしており、相互牽制を図っております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員

の知識及び能力の程度を考慮することがあります。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を「かがやき監査マニュアル」として定め、監査の実施、補助者への指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を規定しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負っております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、事務所内の専門家だけでなく、日本公認会計士協会の相談窓口や外部専門家等に専門的な見解の問合せを実施しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしております。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、原則としてすべての監査業務について「審査規程」及び「審査実施要領」に基づき、監査計画並びに監査意見形成のための審査を行うこととしており、業務執行社員独自の判断で監査報告書を作成することはできない体制を採っております。

審査は、通常、各関与先毎に当該関与先での監査業務に従事していない社員の中から審査担当社員又は審査副担当社員が選任した審査担当者が実施することとしておりますが、限定意見を表明する場合や業務執行社員と審査担当者の意見が異なる場合など特に定める場合においては、5名の社員で組織する審査会が審査を実施しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者が審査において評価する重要な事項や監査チームが行った重要な判断には、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含まれ、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後の

リスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討することとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、専門要員間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間で監査上の判断の相違があった場合には、業務執行社員は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置をとることとしております。

また、業務執行社員と監査業務に係るレビューパートナーとの間の監査上の判断の相違が生じた場合には、全代表社員で組織する審査会にて監査上の判断の相違を解決することとしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルを監査報告書日から60日以内にまとめることとしております。

また、監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するとともに、10年間保存することとしております。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めております。

上記方針及び手続には、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続が含まれております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、監査契約の新規の締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施及び監査事務所間の引継が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、品質管理担当責任者は改善を要する事項を検討し、適切な措置をとることとしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、当法人が実施した業務、当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触及び個々の監査業務の遂行への不当な干渉に関して、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するために、情報の受付、監査責任者への適時の伝達及び情報の検討結果についての品質管理担当責任者への報告などの手続を定めております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告することとしております。

8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、当監査法人が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当監査法人は、現時点では組織再編を行う予定がないため、組織再編を行った場合の対応について特段の方針及び手続を定めておりません。

以上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。